

屋外広告物の安全点検の実施義務（飯田市屋外広告物条例 第5条の2）

広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者は、広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を定期的に点検し、良好な状態に保持しなければなりません。

● 点検の実施時期

- ・点検は、広告物等を表示し、設置し、又は改造した時及びその後3年以内ごとに行うものとする。ただし、条例の規定による許可又は許可の更新の申請を行う広告物等にあつては、許可又は許可の更新の申請前60日以内に行わなければならない。

● 点検者の資格要件

- ・以下の資格を有する者が点検を行う必要があります。ただし、高さ4メートル以下の広告物等については、資格要件を問いません。

- (1) 屋外広告士（屋外広告物法第10条第2項第3号のイ）
- (2) 屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する広告物等の点検に関する技能講習の修了者
- (3) 建築士（建築士法第2条第1項）
- (4) その他市長が認めた者